

監査公表第 809 号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

京都市監査委員

1 令和5年度財政援助団体等監査（事務）（令和6年4月5日監査公表第806号）

（文化市民局－1）

監査の結果（指摘事項）

2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

(3) 出資団体監査

a 団体関係

(a) 経理事務

公演の中止等により収益化されなかった預り入場料については、年度末に雑収益への振替処理を行っているが、適正な処理が行われていなかったものがあった。

適正に経理事務を行うよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

預り入場料の処理について、音芸文財団に対して、適切な経理事務を行うよう指示した。

音芸文財団では、本件に係る預り入場料 13,334,800 円（コロナ禍で生じた公演中止等に伴う京響友の会会費の払戻の見込みがないもの）について、令和6年3月31日付けで全額を雑収入に振り替えた。

また、5月財団定例会議（毎月1回、課長級以上）にて、適正な会計処理を行うよう周知徹底を行った。

監 査 の 結 果 ( 指 摘 事 項 )

2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

(5) 公の施設の指定管理者監査

a 所管課関係

(a) 指定管理業務の範囲

京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手続が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあつた。

指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。

対 応 状 況

当該施設については、令和5年度から令和8年度まで指定管理期間として協定書を締結しているため、次期指定管理期間まで指定管理業務の内容を変更することは困難である。

文化市民局として、令和6年3月11日に局内の各計理担当者を通じて各所属長に対し、監査の現地調査における問題点に関する資料を送付し情報共有を行ったうえで、今後同様の問題が発生することのないよう、各所属及び所管団体等において点検するよう依頼した。

指摘の事業については、次期指定管理期間までに、自主事業への変更も含め、業務のあり方を検討する。

## 監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）

## 2 株式会社京都産業振興センター

## (4) 公の施設の指定管理者監査

## a 団体関係

## (a) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）等によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、施設の管理に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、指定管理に関する協定書に基づき提出した事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支ではなく団体全体の収支になっていた。

事業報告書については、指定管理者指定手續条例等に基づき適切な事務処理を行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。

## 講 じ た 措 置

事業報告書の施設の管理に係る収入及び支出の内訳について、クリエイティブ産業振興室から株式会社京都産業振興センターに対して、団体全体だけでなく、指定管理に係る収支についても記載した適正な事業報告書を作成するとともに、今後同様の誤りを生じさせないよう、令和5年12月28日に同法人を訪問のうえ指導した。

同法人からは、令和6年1月22日の業務調整会議において、指摘事項の周知を行い、職員に対し適正な事務の徹底を図ったことの報告を受けるとともに、令和6年5月30日に同法人から令和5年度の事業報告書が提出され、クリエイティブ産業振興室において指摘事項が改善されていることを確認した。

## 監 査 の 結 果 ( 指 摘 事 項 )

## 2 株式会社京都産業振興センター

## (4) 公の施設の指定管理者監査

## b 所管課関係

## (a) 指定管理業務の範囲

京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手続が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあつた。

指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。

## 対 応 状 況

京都市勧業館で実施している事業のうち、コピー機やコインロッカーの貸出等、その性質からすると本来自主事業に分類すべきであつた事業については、自主事業として取り扱うこととした。

レストラン事業については、今期の指定管理期間においては、指定管理業務に位置付けて実施しており、自主事業へ位置付けを変更することは困難であるため、令和7年度から始まる次期指定管理期間については、自主事業として位置付け、必要な手続を行うよう調整している。

今後、同様の誤りを生じさせないよう、クリエイティブ産業振興室において、令和6年1月5日の所属内会議で指摘事項の周知と「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」「京都市勧業館の管理に関する協定書（抄）」の配布を改めて行い、所属長から所属職員に対し正確な制度理解及び適正な事務について周知徹底を行った。

また、産業観光局として、産業企画室より、令和6年3月6日付け「財政援助団体等の事務処理の適正化について（周知）」の周知文において、各所属に対し、指摘事項を共有し、関係する財政援助団体において同様の事例が発生しないよう周知徹底を行った。

監 査 の 結 果 ( 指 摘 事 項 )

2 株式会社京都産業振興センター

(4) 公の施設の指定管理者監査

b 所管課関係

(b) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、施設の管理に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、指定管理に関する協定書に基づき提出された事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支ではなく団体全体の収支になっていたものを受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

講 じ た 措 置

事業報告書の施設の管理に係る収入及び支出の内訳について、クリエイティブ産業振興室から株式会社京都産業振興センターに対して、団体全体だけでなく、指定管理に係る収支についても記載した適正な事業報告書を作成するとともに、今後同様の誤りを生じさせないよう、令和5年12月28日に同法人を訪問のうえ指導した。

クリエイティブ産業振興室においても、今後同様の誤りを生じさせないよう、令和6年1月5日の所属内会議で指摘事項の周知と「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」「京都市勧業館の管理に関する協定書(抄)」の配布を改めて行い、所属長から所属職員に対し正確な制度理解及び適正な事務について周知徹底を行った。

また、産業観光局として、産業企画室より、令和6年3月6日付け「財政援助団体等の事務処理の適正化について(周知)」の周知文において、各所属に対し、指摘事項を共有し、関係する財政援助団体において同様の事例が発生しないよう周知徹底を行った。

令和6年5月30日に同法人から令和5年度の事業報告書が提出され、クリエイティブ産業振興室において指摘事項が改善されていることを確認した。

(監査事務局)